【表紙】

【発行登録追補書類番号】	30－外２－１
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月６日
【会社名】	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ） (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 (Chief Executive Officer) ダニエル・バール (Daniel BAAL)
【本店の所在の場所】	フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリック－ギヨーム・ライフアイゼン４ (4 rue Frédéric-Guillaume Raiffeisen - 67000 Strasbourg, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　三　原　秀　哲
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号 ＪＰタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03－6889－7000
【事務連絡者氏名】	弁護士　佐　藤　航　平 弁護士　高　橋　　優
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号 ＪＰタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03－6889－7000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】
社債

【今回の売出金額】
27,400,000豪ドル（邦貨換算額　2,197,206,000円）
（ただし、邦貨換算額は１豪ドル＝80.19円（2018年11月１日に株式会社三菱ＵＦＪ銀行が発表した対顧客電信直物売買相場の仲値）で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年６月29日
効力発生日	平成30年７月７日
有効期限	平成32年７月６日
発行登録番号	30－外２
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額　5,000億円

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし			該当事項なし	
実績合計額		０円	減額総額	０円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）
5,000億円

（発行残高の上限を記載した場合）
該当事項なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）
該当事項なし

【安定操作に関する事項】
該当事項なし

【縦覧に供する場所】
該当事項なし

定義

「当行」、「発行会社」又は「BFCM」とは、クレディ・ミュチュエル・CM11グループ内の持株会社であるフランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）（Banque Fédérative du Crédit Mutuel）のことである。

「BFCMグループ」とは、BFCM及びその子会社を意味する。2018年６月30日現在、BFCMはクレディ・ミュチュエル・CM11グループ内の持株会社である。

「クレディ・ミュチュエル・グループ」とは、ネットワークを率いる中心的組織であるコンフェデラシオン・ナシオナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（Confédération Nationale du Crédit Mutuel）を形成する18の地域連合体である。「クレディ・ミュチュエル・CM11」はその中でも最も重要なグループである。

「クレディ・ミュチュエル・CM11グループ」（旧「CM11グループ」）とは、BFCMグループ並びにクレディ・ミュチュエルの地元共同銀行、クレディ・ミュチュエルの11の連合体及びケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエルで構成される相互銀行部門のことを意味する。クレディ・ミュチュエルの11の連合体とは：クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ（Crédit Mutuel Centre Est Europe）、クレディ・ミュチュエル・シュデスト（Crédit Mutuel Sud-Est）、クレディ・ミュチュエル・イル－ド－フランス（Crédit Mutuel Ile-de-France）、クレディ・ミュチュエル・サヴォワ－モン・ブラン（Crédit Mutuel Savoie-Mont Blanc）、クレディ・ミュチュエル・ミディ-アトランティック（Crédit Mutuel Midi-Atlantique）、クレディ・ミュチュエル・ロワール－アトランティック・エ・デュ・サントル・ウエスト（Crédit Mutuel Loire-Atlantique et du Centre Ouest）、クレディ・ミュチュエル・サントル（Crédit Mutuel Centre）、クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ（Crédit Mutuel Normandie）、クレディ・ミュチュエル・ドフィネ－ヴィヴァレ（Crédit Mutuel Dauphiné-Vivarais）、クレディ・ミュチュエル・メディテラネ（Crédit Mutuel Méditerranéen）及びクレディ・ミュチュエル・アンジュー（Crédit Mutuel Anjou）をいう。

「CF de CM」とは、フランス、ストラスブールのケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisse Fédérale de Crédit Mutuel）を意味し、BFCMの92.98%を所有する。

「CIC」とは、BFCMの子会社である、クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル（Crédit Industriel et Commercial）を意味する。

「CCM」とは、ケス・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisses de Crédit Mutuel）を意味する。

第一部【証券情報】

＜フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）2022年11月17日満期 豪ドル建社債に関する情報＞

第１【募集要項】

該当事項なし

第２【売出要項】

１【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘　　柄	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）2022年11月17日満期 豪ドル建社債（以下「本社債」という。）（注１）
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	27,400,000豪ドル（注２）
売出価額の総額	27,400,000豪ドル（注２）
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 （以下「売出人」という。）
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	10,000豪ドル
利払日	毎年５月17日及び11月17日
利　　率	額面金額に対して年2.43%（注２）
償還期限	2022年11月17日（以下「満期償還日」という。）

（注１）　本社債は、フランス相互信用連合銀行（以下「発行会社」又は「BFCM」という。）のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに関する2018年７月６日付ベース・プロスペクタス（その後の修正を含む。）に基づき、大和証券キャピタル・マーケッツヨーロッパリミテッドにより引受けられ、2018年11月20日（以下「発行日」という。）に発行会社によりユーロ市場で発行される。本社債は、いずれの金融商品取引所にも上場されない予定である。

（注２）　上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。

摘要：

（１）本社債の信用格付

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（２）その他の信用格付

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という）からAa3の長期発行体格付を、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAの長期発行体格付を、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）からA+の長期発行体格付を付与されており、本書提出日現在、かかる長期発行体格付に変更はない。

（注）　ムーディーズ、S&P及びフィッチは信用格付事業を行っているが、本書提出日現在、信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の

監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第３項第３号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第２号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第５号）及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第７号）を有しており、ムーディーズ、S&P及びフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の３第２項に定義される。）である。ムーディーズ、S&P及びフィッチそれぞれの信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されている（ｉ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、（ii）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http:// www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」及び（iii）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.fitchratings.com/site/japan）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

本社債のその他の主要な事項については、下記「２．売出しの条件　＜売出社債のその他の主要な事項＞」を参照のこと。

２【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100％
申込期間	2018年11月９日から2018年11月16日まで（注１）
申込単位	額面金額10,000豪ドル
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店及び各支店（注２）
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし

（注１）　本社債の日本における受渡日は2018年11月21日である。

（注２）　本社債の申込み、購入及び払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同約款の規定に従い、申込人に対する本社債の券面の交付は行わない。券面に関する事項については、下記「＜売出社債のその他の主要な事項＞」を参照のこと。

（注３）　本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。米国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、米国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

（注４）　本社債は、米国税法の適用を受ける。米国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、米国若しくはその属領内において、又は米国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本段落において使用された用語は、1986年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）及びそれに基づく規則において定義された意味を有する。

＜売出社債のその他の主要な事項＞

１．利息支払の方法

(1)　各本社債の利息は、未償還額面金額に対して年2.43%の利率で、利息起算日である2018年11月20日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までこれを付し、2019年５月17日を初回とし満期償還日（当日を含む。）までの毎年５月17日及び11月17日（以下それぞれ「利払日」という。）に、利息起算日又は直前の利払日（当日を含む。）からその直後の利払日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について後払いされる。なお、下記「３．支払い（5）支払営業日」を参照のこと。各利払日における利息額は、本社債の額面金額10,000豪ドルにつき121.50豪ドルとする。ただし、2019年５月17日に支払われる最初の利息額（すなわち、利息起算日（当日を含む。）から2019年５月17日（当日を含まない。）までに関するもの）は、本社債の額面金額10,000豪ドルにつき119.48豪ドルとする。

本社債は、満期償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本社債の呈示がなされたにもかかわらず、元本の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、各本社債に対し、関連日（「７．租税」において定義される。）まで継続して（判定後、判定前の如何を問わず）利息が付されるものとする。

本書において参照される日付が営業日でない場合、かつ、営業日調整に基づく調整に服する場合、当該日付は翌営業日とする。（以下「翌営業日調整」という。）。

利払日は利息の計算の目的では調整されないが、支払いの目的に関しては翌営業日調整が適用される。

「営業日」とは、（i）ロンドン市及びシドニー市において商業銀行及び外国為替市場が支払いを決済し、一般業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）について営業が行われている日（土曜日又は日曜日を除く。）で、かつ（ii）TARGETが稼働している日をいう。

(2)　各本社債につき、６ヶ月以外の期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、本社債の額面金額に、上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される日割係数を乗じて得られた数値（１豪セント未満を四捨五入）により計算される。

$$\text{日割係数} = \frac{[360\times(Y2-Y1)]+[30\times(M2-M1)]+(D2-D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、当該期間の日数は、当該期間の初日（当日を含む。）から当該期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

２．償還及び買入

(1) 満期における償還

下記の規定に従い期限前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により満期償還日に、（その額面金額である）満期償還金額にて償還される。

(2) 税制上の理由による期限前償還

（ⅰ）発行日後に有効となった、フランス法令の変更又は当該法令の公的適用若しくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が本社債及び関連する利札について支払われるべき利息の次回の支払日に、下記「７．租税」に記載の追加の利息額を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、下記「９．通知」に基づき本社債所持人に対して30日以上45日以内の事前通知（当該通知は撤回できないものとする。）を行うことを条件として、（ただし、本「２．償還及び買入」の「（5）期限前償還にかかる条件」に従って）未償還の本社債の全部（一部は不可）を期限前償還金額で、償還期日までの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日（本項に基づき通知が行われる。）は、フランスにおける税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日よりも前にはしないものとする。

「期限前償還金額」とは、額面金額の100%、10,000豪ドルを意味する。

（ⅱ）発行会社が、下記「７．租税」に記載の追加の利息額の支払義務にもかかわらず、本社債及び関連する利札に関する利息の次回の支払日において、フランス法により本社債所持人又は利札所持人に対して、その時点で支払期限が到来している全額を支払うことができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できない場合（以下「税金グロスアップ事由」という。）、発行会社は、財務代理人に対して直ちにその旨を通知するものとし、発行会社は、その選択により、本「２．償還及び買入」の「（5）期限前償還にかかる条件」に従い、下記「９．通知」に基づき本社債所持人に対して７日前までに事前通知を行うことにより、いつでも、ただし、本項に基づき通知が行われる償還日が、発行会社が本社債又は利札について支払われるべき全額を支払うことができる実務上可能な限り最も遅い日であることを条件として、又は、かかる日が経過している場合は実務上可能な限り速やかに、未償還の本社債の全部（一部は不可）を期限前償還金額で、償還期日までの経過利息を付して償還する。

(3) MREL又はTLAC不適格事由が発生した場合の償還

発行会社は、その選択により（ただし、本「２．償還及び買入」の「（5）期限前償還にかかる条件」に従って）、下記「９．通知」に基づき本社債の所持人及び関連する利札の所持人に対して30日以上45日以内の事前通知（当該通知は撤回できないものとする。）を行うことを条件としていつでも、未償還の本社債の全部（一部は不可）を期限前償還金額で、償還期日までの経過利息を付して償還することができる。

本項において、

「FSB」とは、金融安定理事会（FSB）又はその後任機関若しくは代替機関を意味する。

「MREL又はTLAC不適格事由」とは、本社債の発行日において発行会社が合理的に予見することができなかった、MREL又はTLAC要件（以下に定義する。）に基づく本社債の規制上の分類の変更を理由として、かかる本社債の未償還残高の総額の全部又は一部が、MREL又はTLAC要件（その時点で適用ある規則又はMRELグループ（以下に定義する。）に適用ある自己資本及び適格債務の最低基準（以下「MREL」という。）若しくは「総損失吸収力」（以下「TLAC」という。）基準によって称され又は定義される。）を充足する適格債務から全面的又は部分的に除外されることを意味する。疑義を避けるため付言すると、（ⅰ）当該本社債の残存期間がMREL又はTLAC要件の規定する期間に達していないこと及び/又は（ⅱ）MREL又はTLAC要件に該当しない非劣後債務と同順位の債務額に対するいかなる数量制限を理由とした、MREL又はTLAC要件を充足する適格債務からの本社債の除外は、MREL又はTLAC不適格事由を構成しない。

「MREL又はTLAC要件」とは、BRRD若しくは、場合により、フランスの法令として施行されたその他のEUの法令において言及されている、MRELグループに適用ある自己資本及び適格債務の最低基準並びに/若しくは総損失吸収力に係る要件並びに/又は、MRELグループに適用ある場合は、随時修正される2015年11月９日付 FSB TLACタームシートに基づくものを意味する。

本項において、「MRELグループ」とは、クレディ・ミュチュエル・グループをいい、同グループは、フランス通貨金融法典（Code Monétaire et Financier）第L.512-56条で定義されるとおり、中心的組織であるコンフェデラシオン・ナシオナル・デュ・クレディ・ミュチュエルの全関連会社で構成される。

「クレディ・ミュチュエル・グループ」とは、フランス通貨金融法典第L.512-56条で定義されるとおり、中心的組織であるコンフェデラシオン・ナシオナル・デュ・クレディ・ミュチュエルの全関連会社を意味する。

(4) 買　　入

発行会社は、本「２．償還及び買入」の「（5）期限前償還にかかる条件」に従って、随時、公開市場その他においていかなる価格によっても、本社債を買い入れることができる（ただし、当該社債券に付随する全ての利札が社債券と共に買い入れられることを条件とする。）。

発行会社により買い入れられた本社債は全て、発行会社が属する管轄の適用法に基づき、フランス通貨金融法典 L.213-0-1条及び D.213-0-1条又はその時々に適用ある法令の定めに従って本社債の流動性の拡大のために保有又は再販売されうる。

(5) 期限前償還にかかる条件

本社債は、関連規制当局（以下に定義する。）が事前に書面による同意（その時点において関連規制（以下に定義する。）に要求される場合）をした場合において、本「２．償還及び買入」の「（2）税制上の理由による期限前償還」、「（3）MREL又はTLAC不適格事由が発生した場合の償還」又は「（4）買入」（場合による。）に基づいてのみ、償還、買入又は消却（場合による。）される。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行及びその後任若しくは代替の機関、又は発行会社の健全性の監視及び監督若しくはその時々において関連規制の適用に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

「関連規制」とは、いかなる時点においても、適正資本に関して発行会社に随時適用される法律、規制、要件、ガイドライン及び方針をいい、関連規制当局によって適用され、随時修正され、再建・破綻処理令に含まれる規制又は金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理の枠組みを定める指令2014/59/EU（その後の随時の改正を含み、以下「BRRD」という。）を実施する規制を含む。

(6) 消　　却

発行会社が消却のために買い入れた本社債は全て、消却のために期限未到来の利札と共に財務代理人に提出され、発行会社により償還された全ての社債券と共に（当該社債券に付随し、同時に買い入れられた期限未到来の利札と共に）消却されるものとする。買い入れられた全ての社債券は再発行又は再販売することはできないものとし、当該社債券に関連する発行会社の義務は免責される。

３．支払い

(1) 支払いの方法

支払いは、シドニー所在の銀行に支払受領者が有する豪ドル口座への振込若しくは送金、又は支払受領者の選択により、シドニー所在の銀行宛の豪ドル小切手によって行われる。

支払いは、全ての場合において、かかる支払いの場所の適用会計法又はその他の法令に服する（下記「７．租税」の規定に影響を与えない。）。

(2) 確定社債及び利札の呈示及び引渡し

本社債の元利金の支払いは、下記の記載に従って、関連する本社債（その他の元本の支払いの場合は、本「３．支払い（4）期限未到来の利札」に従い）又は利札（利息の場合には、本「３．支払い（4）期限未到来の利札」の記載を除いた記載に従い）の呈示及び引渡しがあった場合に米国外のいずれかの支払代理人の指定事務所で、指定の通貨の小切手によって、又は、当該所持人の選択により、指定銀行に設けられた指定の通貨建の口座への送金によって行われる。

「指定銀行」とは、当該指定の通貨の主要金融センターに所在する銀行を意味する。

(3) 会計法に服する支払い

全ての支払いはその全ての場合において（i）その管轄の適用会計法又はその他の法、規制及び指令（法律の運用若しくは発行会社又はその代理人による契約に基づくものかを問わず）（ただし、下記「７．租税」の規定に影響を与えない。）、（ii）内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に従い要求されるか、又は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則若しくは合意、かかる条項の公的な解釈若しくはかかる条項に関する政府間協定を施行する（下記「７．租税」の規定に影響を与えない。）法律に従って課される源泉徴収又は控除に服し、発行会社はかかる法律、規制、指令又は契約によって徴収又は賦課されるいずれの税金又は義務に関しても責任を負わない。

上記の支払いに関連して、本社債の所持人又は関連する利札の所持人に対して手数料又は経費が課されることはない。

(4) 代理人の指名

発行会社により当初選任された財務代理人及び支払代理人並びにそれぞれの指定事務所は下記のとおりである。財務代理人及び支払代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債の所持人又は関連する利札の所持人に対してはいかなる義務も負わず、また代理又は信託関係を生じない。発行会社はいつでも財務代理人及び支払代理人の指名の変更又は解任並びに追加又はその他の支払代理人を選任する権利を有する。ただし、発行会社は常に（ｉ）財務代理人及び（ii）本社債が上場しているその他の証券取引所の規定に基づくその他の代理人を擁しているものとする。

本社債の発行に関して、当初任命された代理人並びに支払代理人の名称及び指定事務所の住所は、以下のとおりである。

<u>財務代理人兼支払代理人</u>

名称：BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズ（ルクセンブルグ支店）（本書において「財務代理人」という。）
（BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch）

住所：ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2085、アヴェニュ・J.F.ケネディ 60
（60, avenue J.F. Kennedy, L-2085 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）

<u>支払代理人</u>

名称：シティバンク・エヌ・エイ（ロンドン支店）
（Citibank, N.A., London Branch）

住所：英国ロンドン市E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
（Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom）

名称：BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズ・コーポレート・トラスト・サービシズ
（BNP Paribas Securities Services Corporate Trust Services）

住所：フランス、パンタン 93500、リュ・デュ・デバルカデール、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン 9
（Les Grands Moulins de Pantin, 9, rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France）

当該変更及び指定事務所の変更は全て、下記「９．通知」に従い直ちに本社債所持人に通知されるものとする。

(5) 期限未到来の利札

（ｉ）本社債は支払いのため、付随する期限未到来の利札（もしあれば）と共に引渡され、呈示のなかった各期限未到来の利札の額面に相当する金額（又は、支払いが完了していない場合は、呈示のなかった期限未到来の利札につき支払われた元本の合計を支払われるべき元本の合計から差し引いた金額）は、支払われる満期償還金額から差し引かれるものとする。差し引かれた金額は、かかる元本の支払いがなされる関連日から10年の間に当該期限未到来の利札が引渡された場合（下記「11．その他（2）時効」の定めにより無効となったかを問わず）、支払われるものとする。

（ii）いずれかの本社債の償還期日が利払日にあたらない場合、直前の利払日又は利息起算日（場合による。）以降の経過利息の支払いは関連する本社債の呈示（又は該当する場合は引渡

し）によってのみ支払われる。満期償還日以降に利息が発生する本社債の経過利息は、当該本社債の償還の際に関連する本社債の呈示によって支払われる。

（6）支払営業日

支払日が営業日でない場合、かかる支払日は直後の営業日とする。

上記の「営業日」とは、（ⅰ）関連ある呈示場所及び（ⅱ）金融センター（ロンドン、シドニー及びTARGET）において商業銀行及び外国為替市場が稼働している日を意味する。

4．本社債の地位

本社債及び関連ある利札は、上位優先債務（以下に定義する。）として位置づけられる発行会社の直接、無条件、無担保かつ優先の債務であり、本社債相互間で優先することなく現在及び将来において同順位及び同等であり、

（ⅰ）2016年12月９日付の法律第2016-1691号が施行された2016年12月11日現在未償還の、発行会社のその他すべての直接、無条件、無担保かつ優先又は非劣後の債務と同順位であり、

（ⅱ）発行会社のその他すべての現在又は将来における上位優先債務と同順位であり、

（ⅲ）法的な優先権を定める特例の適用を受ける発行会社のすべての現在又は将来における債務に劣後し、

（ⅳ）発行会社のすべての現在又は将来における非上位優先債務（以下に定義する。）及び発行会社の非上位優先債務に同等又は劣後する債務に優先する。

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された優先債務又はその他の優先金融商品であってフランス通貨金融法典 第L.613-30-3条I-4項に記載されている債務区分に該当するか又は該当することが明示されているものをいう。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された優先債務（本社債を含む。）又はその他の優先金融商品であってフランス通貨金融法典 第L.613-30-3条I-3項に記載されている債務区分に該当するか又は該当することが明示されているものをいう。

5．債務不履行事由

いかなる場合においても、本社債の所持人は、償還期限より前に本社債の償還を要求することはできない。発行会社の裁判上の清算（liquidation judiciaire若しくはliquidation amiable）を宣言する判決若しくは有効な決定が言い渡された場合又はその他の理由により発行会社が清算された場合は、本社債は直ちに支払期限が到来し、追加手続を一切要さずに本社債の金額に支払日までの経過利息を付して支払われる。

6．社債権者集会に関する事項

（1）本社債権者集会

英国法に基づく代理契約には、本社債の要項の修正の特別決議（英国法に基づく代理人契約において定義される。）による承認を含め、本社債所持人の利益に関わる事項を審議するための社債権者集会の招集に関する規定が置かれている。かかる社債権者集会はその時々の本社債の未償還額面金額の10%以上を保有する本社債所持人により招集される。集会において特別決議を審議するための定足数はその時々の本社債の未償還額面金額の過半数を保有又は代表する者２名以上の出席とし、延会においては、保有若しくは代表される本社債の額面金額にかかわらず本社債所持人であるか又はこれを代理する者２名以上の出席とする。ただし、当該集会の議題が、とりわけ、（ⅰ）本社債の満期若しくは償還日又は本社債に係る利払日若しくは利息金額の変更、（ⅱ）本社債の額面金額の減額又は取消し、（ⅲ）本社債の利率の低下又は利率若しくは利息額の算定方法若しくは算定基準又は本社債の利息金額の算定基準の変更、（ⅳ）償還金額の算定方法又は算定基準の変更、（ⅴ）本社債の支払通貨又は表示通貨の変更、（ⅵ）本書に記載のとおり、特別の定足数規定が適用される特別決議による承認の後にのみ取られる措置を取ること、又は（ⅶ）本社債権者集会で必要な定足数又は特別決議を可決するために必要な過半数に関する修正に関する議案の審議を含む場合は、必要な定足数は、その時々の本社債の未償還額面金額の75%以上を保有又は代表する者２名以上の出席とし、延会の場合は

25%以上を保有又は代表する者の出席とする。正式に可決された特別決議は、（当該決議が可決された集会への出席の有無にかかわらず）本社債所持人及び全ての利札所持人を拘束する。

(2) 英国法に基づく代理人契約の修正

英国法に基づく財務代理人及び発行会社は、形式的、軽微若しくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正若しくは補足するか、明白な誤謬若しくは立証された誤謬を是正、訂正若しくは補足するために行う、又は発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札又は代理契約の修正を行うことにつき、本社債所持人又は利札所持人の同意を得ることなく合意することができる。

かかる修正は、本社債所持人又は利札所持人に対し拘束力を有するものであり、かかる修正は、その後実務上可能な限り速やかに、下記「９．通知」に従って本社債所持人に対して通知されるものとする。

７．租　　税

(1) 源泉徴収税

発行会社による又は発行会社のための本社債及び利札に関する元本、利息及びその他の収益の一切の支払いは、フランスの若しくはフランス内の課税当局により又はその域内で課され、賦課され、徴収され、源泉徴収され又は課税されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課を課されることなく、かつ、それらの源泉徴収又は控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合はこの限りではない。

(2) 追加額

フランス法により、現在又は将来の税金又は賦課金が本社債及び関連する利札に関する利息の支払いから控除又は源泉徴収されるように要求される場合、発行会社は、その時点での法律が許容する最大限において、本社債所持人又は利札所持人（場合による。）がかかる源泉徴収又は控除が要求されなければ受領したであろう利息の金額を受領できるように本社債及び関連する利札に関する利息の追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合には、本社債又は利札（場合による。）に関して当該利息の追加額を支払わないものとする。

（ｉ）その他の関係：本社債又は利札の単なる所有以外でフランスと何らかの関係を有することを理由として、本社債又は利札に関して税金、賦課金その他の公租公課を支払う義務を負っている本社債所持人又は利札所持人（場合による。）に対する場合又は当該所持人を代理する第三者に対する場合。

（ii）関連日後30日を超えてからの呈示：関連日後30日を超えてからの呈示、ただし、本社債所持人又は適用ある場合には利札所持人（場合による。）が、当該30日目の日に支払いのために本社債又は利札（場合による。）を呈示していたなら当該追加額を受領する権利を得られた場合を除く。

（iii）FATCA源泉徴収税：FATCA又はその後のフランス法におけるFATCAの実施に基づき源泉徴収又は控除される場合。

本書において、本社債又は利札に関する「関連日」とは、その支払期限が最初に到来する日、又は（いずれかの金員の支払いが不当に留保又は拒絶された場合）未償還金額の全額の支払いがなされた日、若しくは下記「９．通知」に従って本社債所持人に対して、本社債の要項に従って本社債又は利札の更なる呈示がなされた後に当該支払いがなされる旨の通知（ただし、実際の支払いは当該呈示と引き替えになされる。）が適式になされた日のいずれか早いほうの日をいう。本書において、（ｉ）「元本」とは、本社債に関して支払われるべきプレミアム、全ての償還金額及び上記「２．償還及び買入」又はその訂正若しくは補足に従って支払われるべき元本の性質を有するその他全ての金額を含むものとみなされ、（ii）「利息」とは、全ての利息金額及び上記「１．利息支払の方法」又はその訂正若しくは補足に従って支払われるべきその他全ての金額を含むものとみなされ、（iii）「元本」及び／又は「利息」は、本「７．租税」に基づいて支払われ得る追加額を含むものとみなされる。

「FATCA」とは、内国歳入法（その後の改正を含む。）1471条から第1474条及びそれに基づき公布された規則をいう。

(3) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の居住者（永住者）である個人及び内国法人についての本書提出日現在施行されている日本国の租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）上の本社債に係る特定の課税関係についての、一般的な説明である（本社債に係る日本国の課税関係を包括的に説明するものではない）。今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによる個別具体的な課税関係等について各自の税務顧問に相談する必要がある。

日本の税法上、本社債は普通社債として取り扱われ、本社債の利息は一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人及び内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国外で支払われかつ国内における支払いの取扱者を通じて交付される場合には、租税特別措置法第３条の３第６項に定義される公共法人等、金融機関及び金融商品取引業者等が同項の条件に従い源泉徴収免除の取扱いを受ける場合を除いて、日本の税法上当該支払いの取扱者により、日本国の居住者たる個人については20.315%（15.315%の所得税及び復興特別所得税並びに５%の住民税の合計）、内国法人については15.315%（所得税及び復興特別所得税）の源泉税を課される。復興特別所得税は、2013年１月１日から2037年12月31日の間、所得税額の2.1%として所得税と併せて課される。

日本国の居住者である個人が支払いを受けるべき本社債の利息については、上記に説明した源泉税が徴収された上で、20.315%（15.315%の所得税及び復興特別所得税並びに5%の住民税の合計）の税率により申告分離課税の対象となり、当該源泉税の額は申告納付すべき税額から控除される。ただし、申告不要制度を選択し当該源泉税の徴収により課税関係を終了させることも可能である。

内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の法人税及び地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の法人税から控除することができる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、20.315%（15.315%の所得税及び復興特別所得税並びに５%の住民税の合計）の税率により申告分離課税の対象となる。

内国法人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、損金又は益金として日本国の法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

日本国の居住者である個人が本社債の償還を受けた場合の償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15.315%の所得税及び復興特別所得税並びに５%の住民税の合計）の税率により申告分離課税の対象となる。

内国法人が本社債の償還を受けた場合の償還差損益は、損金又は益金として日本国の法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

日本国の居住者である個人について、申告分離課税を選択すること及びその他の法令に規定する要件及び制限に従い、本社債を含む特定公社債の利子所得と譲渡所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算、並びに譲渡損失の翌年以後３年間の繰越控除が認められる。また、本社債は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができる。その場合の詳細については、各自の税務顧問に確認されたい。

８．準拠法及び管轄裁判所

(1) 準拠法

本社債及び利札、並びにこれらから又はこれらに関連して発生する契約によらない一切の義務は、（フランス法に準拠し、フランス法に従って解釈される上記「４．本社債の地位」を除き）英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

(2) 管轄権

英国及びウェールズの裁判所は、本社債若しくは利札から又はこれに関連して生じ得る紛争を解決する管轄権を有する。したがって、本社債若しくは利札から又はこれに関連して生じる訴訟又は法的

手続（以下「法的手続」という。）は、かかる裁判所に提起することができる。発行会社は、英国及びウェールズの裁判所の管轄に取消不能の形で服し、本社債又は利札の各所持人（本社債の取得による。）は、かかる裁判所の管轄に服するとみなされる。本項において、裁判籍を理由に、又は法的手続が不都合な裁判所に提起されたことを理由に、発行会社は、かかる裁判所での法的手続に異議を申し立てる権利を放棄し、本社債又は利札の各所持人（本社債の取得による。）は、かかる権利を放棄するとみなされる。

(3) 訴状送達

発行会社は、発行会社のために及び発行会社に代わって英国にて法的手続の訴状送達を受ける英国における代理人として、ロンドン市EC2M 7EB、フィンズベリー・サーカス 15、フィンズベリー・サーカス・ハウス（Finsbury Circus House, 15 Finsbury Circus, London EC2M 7EB, United Kingdom）に所在するクレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル、ロンドン支店（Crédit Industriel et Commercial, London Branch）を取消不能の形で指名する。かかる送達は、当該送達受領代理人への交付により完了したものとみなされる（発行会社に送付及び受領されたか否かを問わない。）。当該送達受領代理人が、何らかの理由により、当該代理人として行為できなくなるか又はロンドンに住所を有さなくなった場合、発行会社は、代替の送達受領代理人の指名に取消不能の形で合意し、下記「９．通知」に従ってかかる指名を本社債所持人に直ちに通知するものとする。いかなる事項も、法律で許容された方法で訴状を送達する権利に影響を与えるものではない。

９．通　　知

本社債の所持人に対する通知は、発行会社の選択により、（ｉ）欧州において頒布されている日刊新聞（フィナンシャル・タイムズを予定）に公告された場合、又は（ii）フランス金融市場庁の一般規則（*Règlement Général*）第221-3条及び第221-4条に従って公告された場合、有効となる。かかる通知を行うことができない場合、通知は欧州において頒布されているその他の英文の主要日刊新聞に公告された場合に有効となる。かかる通知はいずれも、当該公告の日、又は公告が２回以上若しくは異なる日に行われた場合には上記のとおり最初の公告の日をもって、これが行われたものとみなされる。

本項に基づき、利札所持人は、あらゆる目的において、本社債の所持人に対してなされた通知の内容を通知されたものとみなされる。

10. ベイルイン及び損失吸収権限の承認

本社債及び関連する利札の各所持人（本「10. ベイルイン及び損失吸収権限の承認」において、かかる本社債及び利札の現在又は将来の実質的所持人を含む。）は、本社債を取得することにより、以下の事項につき承認し、受諾し、同意し、合意する。

（ｉ） 関連破綻処理当局（以下に定義する。）又は関連規制当局によるベイルイン又は損失吸収権限（以下に定義する。）の行使の効果に服すること。なお、かかる効果は、以下に定めるもののいずれか又はそれらの組み合わせを含み、また結果として以下に定めるもののいずれか又はそれらの組み合わせに至ることがある、

(a) 本支払金額（以下に定義する。）の全部又は一部の恒久的な減額

(b) 本支払金額の全部又は一部の、発行会社又はその他の者の株式、その他の有価証券又はその他の債務への転換（及び本社債の所持人及び利札の所持人に対するかかる株式、有価証券又は債務の発行）（本社債及び利札の要項（場合による。）の改定、修正又は変更による場合を含む。）。この場合、本社債の所持人及び利札の所持人は、かかる本社債及び利札（場合による。）に基づく権利の代わりに、発行会社又はその他の者のかかる株式、その他の有価証券若しくはその他の債務を受けることに同意する。

(c) かかる本社債及び利札の消却

(d) かかる本社債の償還期限の改定若しくは変更、又はかかる本社債若しくは利札に関して支払われるべき利息の金額又は利息の支払期限の変更（支払いを一時的に停止することによるものを含む。）

（ⅱ） かかる本社債及び利札の要項は、関連破綻処理当局又は関連規制当局によるベイルイン又は損失吸収権限の行使に服し、その行使を有効にするために必要な場合、変更される場合があること。

「本支払金額」とは、かかる本社債の現行の未償還残高及び（その時点までに消却又はその他の方法で既に支払義務を負わなくなっている場合を除く。）かかる本社債に係る未払いの経過利息をいう。

「ベイルイン又は損失吸収権限」とは、BRRDの国内法制化（2015年８月20日付フランス政令第2015-1024号（Ordonnance portant diverses dispositions d’adaptation de la législation au droit de l’Union européenne en matière financière）（その後の随時の改正を含み、以下「2015年８月20日付政令」という。）に基づくものを含むが、これらに限定されない。）、並びに、単一破綻処理メカニズム及び単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関及び一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則及び統一的な手続を定めるとともに規則（EU）1093/2010号を改正する、2014年７月15日付の欧州議会及び欧州連合理事会規則（EU）806/2014号（その後の随時の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）に関連する、又はその他のフランス法に基づく、フランスの有効な法律、規制、規則若しくは要件、並びにいずれの場合もそれらに基づいて制定される指示、規則及び基準であって、かつ、それらに基づき、規制対象会社（以下に定義する。）（若しくはその関連会社）の債務の減額（一部若しくは全部）、消却、停止、譲渡、変更若しくはその他何らかの改定又は規制対象会社（若しくはその関連会社）の有価証券の、当該規制対象会社若しくはその他の者の株式、その他の有価証券若しくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々に存在する権限をいう（破綻処理手続開始後のベイルイン手法の実施に関連しているかを問わない。）。

「規制対象会社」とは、2015年８月20日付政令により改定されたフランス通貨金融法典 L．613-34条１項に規定される会社をいい、一定の金融機関、投資会社及びフランスにおいて設立されたそれらの一定の親会社又は持株会社を含む。

「関連破綻処理当局」とは、プルーデンス規制・破綻処理庁（Autorité de contrôle prudentiel et de résolution）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、及び/又はその時々においてベイルイン又は損失吸収権限を行使する権限を有し、又はかかる権限の行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する欧州連合理事会及び欧州委員会を含む。）をいう。

本支払金額の返済又は支払いの支払期限の到来がそれぞれ予定されており、発行会社又はそのグループの構成員にフランス及び欧州連合において有効な適用ある法令に基づき発行会社が当該返済又は支払いを行うことを許される場合を除き、いかなる本支払金額の返済又は支払いも、関連破綻処理当局又は関連規制当局による発行会社に関するベイルイン又は損失吸収権限の行使後は、支払期限が到来せず、支払いもなされないものとする。

関連破綻処理当局又は関連規制当局により本社債及び関連する利札に関するベイルイン又は損失吸収権限が行使された場合、発行会社は、上記「９．通知」に従い、ベイルイン又は損失吸収権限の行使に関してその後実務上可能な限り速やかに書面により本社債の所持人及び利札の所持人に通知するものとする。また、発行会社は、かかる通知の写しを情報提供を目的として財務代理人に交付するが、財務代理人はかかる通知を本社債の所持人及び利札の所持人に送付することを要しない。発行会社がかかる通知を遅滞した場合、又はかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞又は懈怠は、ベイルイン又は損失吸収権限の有効性及び執行可能性に影響を及ぼさず、また上記に記載される本社債及び関連する利札に対する効果に影響を及ぼさないものとする。

関連破綻処理当局又は関連規制当局による発行会社に関するベイルイン又は損失吸収権限の行使の結果によるかかる本社債及び関連する利札の消却、本支払金額の一部又は全部の減額、それらの発行会社又はその他の者のその他の有価証券又は債務への転換、及びかかる本社債及び関連する利札に関する関連破綻処理当局又は関連規制当局によるベイルイン又は損失吸収権限の行使は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成せず、また、かかる所持人に対して救済（衡平法上の救済を含み、当該救済は本社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらすものではない。

関連破綻処理当局又は関連規制当局によるベイルイン又は損失吸収権限が行使された場合、発行会社及び本社債及び利札の各所持人（かかる本社債及び関連する利札の各実質的所持人を含む。）は、関連破綻処理当局又は関連規制当局によるベイルイン又は損失吸収権限の行使に関連して(a)財務代理人は、かかる所持人からのいかなる指示も受けることを求められないこと、及び(b)代理人は英国法に基づく財務代理契約に基づきいかなる義務も課されていないことについて合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局又は関連規制当局によるベイルイン又は損失吸収権限の行使の完了後、本社債及び関連する利札が未払いである場合（例えば、ベイルイン又は損失吸収権限の行使の結果、本社債及び関連する利札の元金が一部のみ減額された場合）、発行会社及び財務代理人が英国法に基づく代理人契約の改定に基づき合意する範囲内で、英国法に基づく代理契約上の財務代理人の義務は、当該完了後もかかる本社債及び関連する利札に関して適用される。

関連破綻処理当局又は関連規制当局によるベイルイン又は損失吸収権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、財務代理人が発行会社又は関連破綻処理当局若しくは関連規制当局より異なる指示を受けた場合を除き、ベイルイン又は損失吸収権限に基づくかかる本社債及び関連する利札に関する消却、減額又は転換は、按分計算により行われる。

本社債の所持人又は関連する利札の所持人のいずれも、本「10．ベイルイン及び損失吸収権限の承認」の手続に要するいかなる費用（発行会社及び財務代理人に生じた費用を含むが、これに限定されない。）も負担しない。

11．そ の 他

（1）様式、券種及び権利

本社債は無記名式で豪ドル建で発行される。

本社債は、当初、仮大券の持分によって表章され、2018年12月31日前後（ただし、仮大券の条項に従い延期されることがある。）に恒久大券と交換することができる。当該恒久大券は、当該恒久大券に記載された限られた状況下で確定社債券と交換可能である。

本社債には通し番号が付され、利札を付して発行される。

本社債及び利札に関する権利は交付により移転する。権限ある管轄裁判所から命令されるか又は法律で要求される場合を除き、本社債又は利札の所持人は、その支払期限が過ぎているか否かを問わず、また、その所有権、信託若しくは持分の通知、それに関する書面又はその盗失若しくは紛失にかかわらず、あらゆる目的においてその絶対的所有者とみなされ、そのように取り扱われ得るものとし、いかなる者も所持人を上記のとおりに取り扱うことについて責任を負わない。

本社債の要項において、「本社債所持人」とは本社債の持参人をいい、（本社債又は利札に関する）「所持人」とは、本社債又は利札の持参人をいう。

（2）時　　効

発行会社に対する本社債及び利札の支払請求権は、その適切な関連日後、10年以内（元本の場合）又は５年以内（利息の場合）に請求されなかった場合は時効により無効となる。

（3）相殺権の放棄

本社債の所持人又は関連する利札の各所持人は、その発生原因を問わず、発行会社が当該所持人に対して有しているか又は有するか若しくは取得することのある一切の直接的又は間接的な権利、請求権又は債権（疑義を避けるため付言すると、いずれの場合も本社債又は関連する利札に関連するか否かを問わず、一切の契約若しくはその他のあらゆる種類の証書又は契約によらない義務に基づいて若しくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権及び債権を含む。）について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権を行使又は主張することができない。各所持人は、すべての実在及び潜在するかかる権利、請求権及び債権について、適用ある法律により最大限許容される範囲において、すべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるため付言すると、本「11．その他（3）相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネッティング、補償、留置若しくは反訴の権利を定めることを意図したものではなく、又はかかる権利を認めていると解釈されてはならず、またかかる権利が本「11．その他（3）相殺権の放棄」がなければ本社

債の所持人又は関連する利札の所持人に現に利用可能である、若しくは利用可能となりうることを定めることを意図したものではなく、又はそのように解釈されてはならない。

本「11．その他（3）相殺権の放棄」において、「放棄対象の相殺権」とは、かかる本社債及び関連する利札に基づいて又はこれに関連して、直接又は間接を問わず発生する控除、相殺、ネッティング、補償、留置又は反訴に関する本社債の所持人又は利札の所持人の一切の権利又は請求権を意味する。

（4）代替社債券及び利札

本社債又は利札を紛失、盗失、汚損、毀損又は滅失した場合、適用ある法令及び証券取引所規則に従って、ルクセンブルグ所在の支払代理人の指定事務所又は発行会社がその目的で随時指名し、当該指名が上記「９．通知」に従って本社債所持人に通知されるその他の支払代理人の指定事務所において、申請者がこれに関連して生じた費用を支払い、かつ、証拠、保証及び補償（とりわけ、紛失、盗失又は滅失の申請がなされた本社債又は利札がその後支払いのために又は場合により新しい利札との交換のために呈示された場合、当該本社債、利札又は新しい利札に関して発行会社が支払うべき金額を要求に応じて発行会社に支払うことを規定している。）その他発行会社の要求事項に関する条件に従うことを前提に、代替社債券又は利札の交付を受けることができる。汚損又は毀損した本社債又は利札は、当該代替社債券又は利札の交付前に提出するものとする。

（5）追加発行及び統合

発行会社は、随時、本社債の所持人又は関連する利札の所持人の同意を得ることなく、ただし、関連規制により要求される範囲において、関連規制当局の事前通知を条件に、本社債と同一の条件（疑義を避けるためにいえば、当該社債の要項における「発行日」とは、本社債の最初の発行日となる。）を有する社債を新たに起債、発行し、さらにかかる新たな社債を当該本社債と合わせて単一のシリーズとすることができる。本社債の要項における「本社債」とは、本（5）に従って解釈される。

（6）1999年（第三者の権利に関する）契約法

本社債は、本社債の要項を履行するための1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づくいかなる権利をも付与しない。ただし、この点については、同法とは別途存在し又は利用可能な第三者の権利又は救済手段につき影響を与えるものではない。

＜本社債に関連する市場リスクの評価のために重要な要因＞

銀行の再生・破綻処理に関する欧州及びフランス法令の下、本社債は減額又は転換に服する可能性がある。

発行金融機関又はかかる金融機関の属するグループが、関連破綻処理当局により実質的破綻時にあるとみなされた場合、2015年８月20日付政令に基づき国内法制化されたBRRD及び単一破綻処理メカニズムは、破綻処理当局に対し、資本調達商品（普通株式等Tier 1商品、劣後社債等の追加Tier 1商品及びTier 2商品が含まれる。）を減額又は株式若しくはその他の持分証券に転換する権限を付与する。さらに破綻処理手続が開始された場合、関連破綻処理当局に付与される権限には、破綻する金融機関の資本調達商品（劣後社債等のTier 2商品を含む。）及び適格債務（資本調達商品に該当しない劣後負債商品及び優先社債等のシニア無担保債商品を含む。）を減額又は株式へ転換する権限が含まれる。（かかる権限は「ベイルイン手法」として知られている。）

減額又は転換の要件により、資本調達商品（普通株式等Tier 1商品、劣後社債等の追加的なTier 1商品及びTier 2商品が含まれる。）の全部又は一部が減額又は株式（若しくはその他の持分証券）に転換されうる。また、発行会社又はそのグループの財務状況が悪化している場合、資本調達商品に関する減額又は転換の権限の存在、ベイルイン手法及びその他の破綻処理に係る措置の存在が、本社債の市場価値を、これらの権限が存在しない場合と比較してより急激に減少させる可能性がある。公的財政支援は、ベイルイン手法を含む破綻処理に係る措置後の最後の手段としてしか提供されない。

本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、ベイルイン又は損失吸収権限に関し本社債に適用される条項について、本書の上記「10．ベイルイン及び損失吸収権限の承認」を参照することを奨励する。

振替制度における記録等

ベイルイン手法の行使に関して従うべき手続及び日程は定かではない。ベイルイン手法の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ベイルイン手法の行使に基づき直ちに、発行会社及び/又は財務代理人が振替機関に対して、ベイルイン手法に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額及び/又は振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額及び/又は振替制度を通じた振替の停止が、ベイルイン手法の行使の効力発生までに又は効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ベイルイン手法が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額又は転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、ベイルイン又は損失吸収権限に基づき、本社債が発行会社又はその他の者の株式若しくはその他の有価証券又は債務に転換された場合、株式等の転換及び交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

本社債は全ての投資家に適した投資ではない可能性がある。

本社債への投資を検討する者は、各自の投資目的及び経験、並びにかかる投資に関連する可能性のある要因に照らして、単独で又は法律、税務又は財務のアドバイザーの助言を受けて、投資の適合性を決定すべきである。本社債への投資を検討する者は、特に、以下を考慮すべきである。

① 本社債、本社債の購入により生じるメリット及びデメリット並びに本書に含まれ参照される情報の有意義な評価ができる十分な知識と経験を持っていること
② 本社債への投資及び本社債を取得することにより投資家の投資ポートフォリオ全体に与える影響を、その個別の財政状況において評価する適切な分析ツールへのアクセス及び知識を持っていること
③ 元本及び/又は利息の支払通貨が投資を検討する者の通貨と異なる場合を含む本社債への投資リスクを全て負担できる十分な財源及び流動性を有していること
④ 本社債の要項を完全に理解し、本社債の投資利回りに不利な影響を与える可能性のある関連する金融市場の慣行及び金融面の変動に精通していること
⑤ 投資に影響を与える可能性のある経済、利率及びその他要因の想定されるシナリオ及びあてはまり得るリスクを負う能力を評価（単独で評価するか金融アドバイザーからの助言を受けるか問わず）できること

本社債は、各自のポートフォリオ全体に対するリスクを理解し、評価し、適切に追加した上で、リスクを軽減する又は収益を増大させるための手段として、購入される可能性がある。本社債への投資を検討する者は、変化する状況における本社債の動向、その結果として生じる本社債価格への影響、及び本投資が本投資を検討する者の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を（単独で又は財務のアドバイザーとともに）評価する専門知識を有していない限り、本社債に投資すべきではない。

税金の源泉徴収又は控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、本社債の要項に基づく本社債の利息の支払いに限定されている。

上記「７．租税（2）追加額」の定めるところに従い課される、税金の源泉徴収又は控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、本社債の利息の支払いにのみ適用され、本社債の要項に基づく本社債の元本の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収又は控除が本社債の要項に基づく本社債の元本の支払いに適用される範囲で、上記「７．租税（2）追加額」に基づく追加額を支払う義務を負わず、また、発行会社が税務に関する金額を本社債の要項に基づく本社債の元本の支払いから源泉徴収又は控除する必要がある場合、本社債の要項では強制償還については規定されていない。したがって、源泉徴収又は控除

が本社債の要項に基づく本社債の元本の支払いに適用される場合、本社債所持人が受け取る金額が本社債について支払われるべき満額の金額を下回る可能性がある。

発行会社は、税金グロスアップ事由が発生した場合であっても本社債を償還する義務を負わない。

本社債の要項に基づくものを含め、グロスアップ義務が一般的にフランス法のもとで適法か否かについては不明確な部分がある。上記「２．償還及び買入（2）税制上の理由による期限前償還（ⅱ）」に基づく追加額の支払義務を含む本社債に基づく利息の支払義務が、フランス法のもとで違法と判断された場合、発行会社は本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。したがって、上記「２．償還及び買入（2）税制上の理由による期限前償還（ⅱ）」に記載の税金グロスアップ事由の発生時に発行会社が本社債を償還しない場合、本社債所持人が受け取る金額は、本社債について支払われるべき金額の総額を下回る可能性があり、その場合、本社債の市場価値に悪影響を及ぼす。

MREL又はTLAC不適格事由が発生した際、本社債は発行会社による任意償還に服する可能性がある。

本社債は、上記「２．償還及び買入（3）MREL又はTLAC不適格事由が発生した場合の償還」に記載のMREL又はTLAC不適格事由が発生した場合の発行会社の選択により、ただし要求される場合は関連規制当局の事前の書面による同意を条件に、本社債の全部（一部は不可）を上記「２．償還及び買入（3）MREL又はTLAC不適格事由が発生した場合の償還」に記載の金額で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還される可能性がある。

「MREL又はTLAC不適格事由」とは、本社債の発行日において発行会社が合理的に予見することができなかった、MRELグループに適用ある自己資金及び適格債務の最低基準並びに/若しくは総損失吸収力に係る要件の変更の結果、本社債が、かかる基準に適合しないこととなり、MREL又はTLAC要件（その時点で適用ある規則又はMRELグループに適用あるMREL若しくはTLACの基準において称され又は定義される。）を充足する適格債務から全面的又は部分的に除外されることを意味する。ただし、かかる除外は、本社債の残存期間が当該基準に示される期間を下回ることによるものではない。

上記の選択の実際の行使又はかかる選択が行使される可能性の上昇が認識されることにより、本社債の市場価値に対する重大な悪影響を与える可能性がある。

本社債に関する債務不履行事由の不存在

本社債所持人は、本社債の期限の利益を喪失させることはできない。したがって、発行会社が当該本社債のいかなる義務を履行しなかった場合でも、投資家は元金の支払いの期限の利益を喪失させる権利を有しない。支払不履行の場合、本社債所持人が利用できる唯一の救済手段は、かかる支払いを強制する訴訟手続制度である。上記にかかわらず、発行会社は、かかる手続制度により、他の方法で支払うことができたと考えられるよりも早く支払う義務を負わない。しかし、発行会社が清算された場合、本社債は直ちに支払期限が到来する（ただし、下記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（その後の訂正を含む。）に記載された「事業等のリスク」の「実質破綻時の損失吸収及び破綻処理」に記載のとおり、常にBRRDの適用に従う。）。

本社債に関するMREL又はTLAC不適格事由の発生の可能性に関しては、相当程度の規制上の不確定要素が存在する。

本社債には、MREL又はTLAC不適格事由による償還が適用される。BRRDに基づくMRELの実施は、欧州連合レベルでの追加規則の実施に従うため、変更される可能性がある。MREL要件とTLACに関するFSBの最終原則との間には多数の類似点が存在するが、実施時期を含む一定の相違点も存在する。このように、２つの制度間の合致又は調整がいまだ必要な段階にあり、証券がTLAC適格及びMREL適格となるための要件は、最終的に、欧州の法令の下で合致又は一貫しない可能性がある。現在、発行会社は、本社債の全部又は一部がMRELグループに適用ある自己資金及び適格債務の最低要件に適合しなくなる結果、MREL要件（若しくはMRELグループに適用ある場合は、TLAC要件）から完全に又は部分的に除外される可能性があるか否かを予測することができないため、MREL又はTLAC不適格事由が発生し、発行会社が当該本社債を償還することができることとなる可能性がある。

「TLAC」とは、「総損失吸収力」のことであり、グローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）が、下位の特定の優先債務に順位付けられる最低限のTLAC適格証券を維持することが求められる概念である（預金及びデリバティブを含む。）。TLACという概念の目的は、G-SIB又は国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIB」という。）が、破綻処理を開始した場合もその経営を継続できる機会を増やすことにあり、金融の安定に対する影響及びG-SIB又はD-SIBが特別な公的支援を必要とするリスクを最小限に抑え、重要な機能の継続を確保し、納税者に損失を与えないようにするためである。TLAC要件は、2019年１月１日から適用されると規定されている。本書提出日現在、発行会社は、G-SIBではない。しかし、TLAC要件の一定の局面は、クレディ・ミュチュエル・グループに適用される。

本社債の要項は、相殺権の放棄を含む。

本社債所持人は、上記「11. その他（3）相殺権の放棄」に記載のとおり、いかなる相殺、ネッティング、補償、留置若しくは反訴に対する権利又は請求（疑義を避けるため付言すると、一切の契約若しくはその他のあらゆる種類の証書若しくは契約によらない義務に基づいて、又はこれらに関連して発生するすべての権利、請求権及び債権を含み、いずれの場合も本社債に関連するか否かを問わない。）に対して、適用ある法律により認められる限りで、これを放棄する。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第４【その他の記載事項】

発行会社のロゴ及び名称、本社債の名称並びに売出人の名称が、本社債の売出しに関する発行登録追補目論見書の表紙に、記載される。

さらに、以下の「本社債への投資にあたっての留意事項」が発行登録追補目論見書の表紙裏以降に記載される。

「本社債への投資にあたっての留意事項

＜リスク要因＞

各投資家は、本社債に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれるその他の情報と同様に留意すべきである。投資に関する決定を行う場合、本社債に関する長所とリスクを含む、本社債の発行会社及び本社債の売出しの条件に関して自分自身で検討し、それのみに依拠しなければならない。以下に記載されているリスクのみが、本社債に影響を与えうるものではない。同様に、発行会社が本書日付現在において知るところではない別のリスクが発行会社の業務、財務状態、業績に悪影響を与える可能性がある。本社債の市場価格は、１つ又は複数のそれらのリスク又は要因によって下落する可能性があり、本社債への投資の全部又は一部が失われる可能性がある。

＜本社債に関するリスク要因＞

本社債の市場価格が変動するリスク
本社債の市場価格は、豪ドル金利及びその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替相場が変動するリスク
本社債の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇する。期中に受け取る利子・売却時あるいは償還時の元本は豪ドル建であり、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク
本社債の発行会社等の信用状況に変化が生じた場合、本社債の市場価格が変動することにより売却損が生じるおそれがある。本社債の発行会社等の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じ、投資額の一部又は全部を失うおそれがある。

本社債の流動性に関するリスク
本社債は、市場環境の変化により本社債の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また本社債を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、又は購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク
本社債を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自平成29年１月１日至平成29年12月31日）平成30年６月29日関東財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書
事業年度（自平成30年１月１日至平成30年６月30日）平成30年９月28日関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

該当事項なし

４【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

６【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

７【訂正報告書】

訂正報告書（上記１の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年９月28日関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（その後の訂正を含む。）及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成30年11月６日）までの間において生じた変更その他の事由はない。
また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、本発行登録追補書類に添付された「有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実」に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日（平成30年11月６日）においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし